



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 28 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 1
29 道路の位置の指定 (都市政策課) 1
30 公有水面埋立工事のしゅん功認可 (港湾空港振興課) 1

○ 公告

- 公立大学法人和歌山県立医科大学中期目標の公表 (医務課) 2

告 示

和歌山県告示第28号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年1月9日

和歌山県知事 岸本周平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011000910	就労継続支援B型事業所おひさま	橋本市御幸辻183番地5	就労継続支援B型	特定なし	株式会社フォアフロント	橋本市慶賀野41番地	令和6.1.1

和歌山県告示第29号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年1月9日

和歌山県知事 岸本周平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3643	岩出市清水字千代361番の一部	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男	令和5.12.15	6.00	31.51

和歌山県告示第30号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和6年1月9日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 岸本周平

1 しゅん功認可を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
 - (2) 名称 和歌山県
 - (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
 - (4) 代表者氏名 和歌山県知事 岸本周平
- 2 埋立区域
- (1) 位置
和歌山県海南市船尾字中濱260番94の地先公有水面
 - (2) 区域
三等三角点「紀三井寺」（北緯34度09分56.0455秒、東経135度11分57.8289秒）を基点とし、次の各地点のうち、1の地点から10の地点までを順次に直線で結んだ線及び10の地点と1の地点とを結ぶ昭和41年3月31日付け和歌山県指令港第130号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+2.10mにより決定）により囲まれた区域
1の地点 基点から226度50分23秒 1,548.909mの地点
2の地点 1の地点から347度11分56秒 6.662mの地点
3の地点 2の地点から76度42分41秒 0.613mの地点
4の地点 3の地点から347度19分30秒 8.076mの地点
5の地点 4の地点から77度11分26秒 338.438mの地点
6の地点 5の地点から161度33分54秒 0.022mの地点
7の地点 6の地点から77度11分38秒 180.364mの地点
8の地点 7の地点から167度56分37秒 3.665mの地点
9の地点 8の地点から76度23分58秒 0.638mの地点
10の地点 9の地点から166度54分55秒 9.245mの地点
 - (3) 面積
7,222.34㎡
- 3 埋立地の用途
ふ頭用地
- 4 公有水面埋立免許の年月日及び番号
平成30年4月26日 和歌山県指令29港空第08210002号
- 5 しゅん功認可年月日
令和5年12月7日

公 告

公 告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項及び第78条第1項の規定により、公立大学法人和歌山県立医科大学の中期目標を令和5年12月19日に次のとおり定めたので公表する。

令和6年1月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

公立大学法人和歌山県立医科大学中期目標

目次

前文

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

2 教育研究上の基本組織

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

- 1 教育に関する目標
- 2 研究に関する目標
- 3 診療に関する目標
- 4 国際化に関する目標

第3 地域貢献に関する目標

- 1 教育に関する目標
- 2 研究に関する目標
- 3 診療に関する目標
- 4 地域の活性化に関する目標

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

- 1 法人運営の強化に関する目標
- 2 人事の適正化・人材育成等に関する目標
- 3 事務等の効率化・合理化に関する目標

第5 財務内容の改善に関する目標

- 1 財務内容の健全化に関する目標
- 2 自己収入の増加に関する目標
- 3 経費の抑制に関する目標
- 4 資産の運用管理の改善に関する目標

第6 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

- 1 評価の充実に関する目標
- 2 情報公開及び情報発信に関する目標

第7 その他業務運営に関する目標

- 1 施設及び設備の整備・活用等に関する目標
- 2 安全管理に関する目標
- 3 基本的人権の尊重及び法令・倫理等の遵守に関する目標

前文

和歌山県立医科大学（以下「医科大学」という。）は、県内唯一の医育機関であり、医学部・保健看護学部・薬学部を擁する医療系総合大学として、基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授研究し、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む優れた医療人の育成に取り組んできました。

また、附属病院は、特定機能病院として、がん医療、救急医療を始め、あらゆる診療領域で中心的な役割を担うとともに、県内の病院などに医師を派遣するなど地域の医療機関等と連携を推進し、県内における医療提供体制の充実・発展に寄与してきました。

一方で、日本の少子高齢化は極めて急速に進んでおり、本県においても人口減少が進むことが予測されるとともに、経済・社会のグローバル化の進展や、情報科学技術の飛躍的な発達等により、本県を取り巻く状況は大きく変化することが見込まれます。こうした状況の変化により、県民が求める医療ニーズについても、より多様化・高度化が進展するものと想定されますが、そうした県民の医療ニーズに適切かつ迅速に対応していく必要があります。

そこで、高度な医療人の育成に基づく先進的な研究の推進と質の高い医療の提供をめざし、県では新たに第4期中期目標（令和6年度から令和11年度までの6年間）を策定することにより、今後、医科大学が取り組むべき指針を示しました。

第4期中期目標では、「医学部・保健看護学部・薬学部の連携を加速し、成長を続ける医療系総合大学へ」を基本姿勢とし、「大学の教育研究等の質の向上」や「地域貢献」、「業務運営の改善及び効率化」などの6つの柱に基づき、これまで以上に医科大学における教育・研究・診療成果が向上するとともに、

地域貢献等につながる目標を明確に掲げました。

医科大学においては、これまでのたゆまぬ努力のもと積み重ねてきた実績や成果を礎に、県が推進する医療行政と二人三脚で緊密に連携し、理事長・学長のリーダーシップのもと全職員が一丸となり、ここに定める第4期中期目標の達成に向け取り組まれることを期待します。

令和5年12月

和歌山県知事 岸 本周 平

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、次のとおり学部、研究科及び専攻科を置く。

学 部	医学部 保健看護学部 薬学部
研究科	医学薬学総合研究科 医学研究科※ 保健看護学研究科
専攻科	助産学専攻科

※ 医学研究科は全ての学生が卒業した時点で廃止

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の内容及び成果に関する目標

<共通>

ア. 入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）及び卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）について、継続的に評価・改善を行い、教育の質の向上を図る。

イ. 能力、意欲、適性等を多面的・総合的に評価し、入学者受入れの方針に沿った人材を確保する。

ウ. 入学前教育、学部教育及び卒後研修、大学院教育の連携を図る。

エ. 卒業生のキャリアパスの把握・分析等を通じ、教育の質の向上を図る。

<学部教育>

オ. 人間性を高める教育を実施することにより、幅広い教養、生命に対する倫理観を養うとともに、医学、薬学、保健看護学に関する専門的な知識や技術を教授し、問題解決能力を有する優れた人材を育成する。

<大学院教育>

カ. 分野横断的な大学院として、先進的な医療を支える高度で専門的な人材と独創的かつ高度な学術研究を行うことができる人材とを確保・育成するとともに、研究成果の発表を積極的に奨励する。

<専攻科教育>

キ. 助産師として必要な倫理観及び問題解決能力を有する優れた人材を育成する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

ア. 優れた教職員を学内外から幅広く確保し、適正配置するとともに、附属病院や学外実習対象施設との連携を強化することにより、教育の質の向上を図る。

イ. ファカルティ・ディベロップメントの内容を一層工夫するとともに、教員の教育業績を積極的に評価することにより、教育の質の向上を図る。

ウ. 教育研究活動に必要な設備、図書等の計画的な整備及び充実を図り、学生及び教職員が利用しやすい環境整備に努める。

(3) 学生への支援に関する目標

留学生や障害のある学生などを含む全ての学生が修学・研究に安心して専念できるよう、学修、研究、生活、心身の健康等に係る支援体制の充実を図る。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び成果等に関する目標

- ア. 国際的に高く評価される研究水準をめざし、研究活動の活性化を図るとともに、独創的な研究及び先進的な研究を推進する。
- イ. 研究成果や業績などを学会及び学術誌等に発表し、外部の意見や評価を積極的に取り入れ、研究実績の向上を図る。

(2) 研究の実施体制等に関する目標

- ア. がんに対する総合的な研究など重点的に取り組まなければならない分野を的確に把握し、研究活動及び成果を評価した上で、研究体制・環境の充実を図る。
- イ. 学外の先進的な研究者の受入れや組織横断型の研究を促進するとともに、次世代を担う若手研究者の支援体制の充実を図る。
- ウ. 寄附金、競争的研究費及び民間機関等との共同研究・受託研究等外部研究資金による研究費の獲得に積極的に取り組む。

3 診療に関する目標

(1) 診療の充実及び実践に関する目標

<共通>

- ア. 附属病院及び附属病院紀北分院（以下「紀北分院」という。）の特色及び果たすべき役割を明確にし、それぞれが最大限の能力を発揮できるよう相互の連携を図る。

<附属病院>

- イ. 特定機能病院として、十分な医療安全管理体制を確保し、高度かつ先進的な医療を提供するとともに、医療サービスの向上を図る。
- ウ. 救急医療、がん医療、災害医療、小児・周産期医療などの重点分野について、更なる病院機能の充実を図るとともに、高度かつ先進的な医療を提供する。

<紀北分院>

- エ. 診療体制の充実と医療サービスの向上を図り、地域に密着した質の高い医療を提供する。
- オ. 圏域内の医療機関と共に病床機能の分化・連携に取り組み、圏域における医療提供体制の充実に寄与する。

(2) 教育機能等の充実に関する目標

- 学生への臨床教育、卒後臨床研修及び看護師・薬剤師の卒後教育等、医療従事者に対する研修・実習の充実に努めるとともに、総合診療医を始め専門医の育成を図る。

(3) 病院運営に関する目標

- ア. 病院長のリーダーシップのもと、経営目標を明確にし、迅速な意思決定ができる運営体制を構築する。
- イ. 紀北分院においては、地域の医療機関等と連携し、地域に密着した医療を提供することにより、経営の安定化を図る。
- ウ. 医療の質に関する指標を設定し、自己評価及び改善を行うとともに、これを公表し、更に本指標について再評価していくことで、質の高い医療を提供する体制を構築する。
- エ. 常に経営状況を的確に分析、把握するとともに、人的及び物的資源を適切に管理し、効率的かつ健全な病院運営を行う。
- オ. 医業収入を適切に確保することにより、健全な病院運営を推進する。
- カ. 医業収入に占める医薬品費及び医療材料費の比率の低減を図ることにより、健全な病院運営を推進する。

4 国際化に関する目標

- (1) 国際的な視点を持って活躍できる人材を育成するとともに、国際化につながる取組を推進し支援する。
- (2) オンライン等の多様な手段を活用することにより、国外の大学や研究機関等との連携及び交流を推進し、大学機能の活性化を促進する。

第3 地域貢献に関する目標

1 教育に関する目標

- (1) 教育水準を高め、充実した卒業キャリアパスの策定などに取り組むことで、県内に定着する優秀な人材を確保し、地域医療の向上に取り組む人材を育成する。更に、臨床研修医及び県民医療枠・地域医療枠で入学し、勤務義務年限を終了した医師が、引き続き地域に定着する取組を推進する。
- (2) 県及び地域の医療機関と連携し、臨床研修医、専門医制度における専攻医及び卒後の看護師・薬剤師、地域の医療従事者に対して、地域医療の実情や専門的知見を学ぶことのできる研修の場を確保するなど、地域医療に貢献する優れた人材を育成する。
- (3) 在宅医療やへき地医療等の場で十分な能力を発揮できる総合診療医を育成する体制を構築する。

2 研究に関する目標

- (1) 県民の健康福祉の増進に寄与するため、地域の保健医療課題を解決するための研究を推進する。
- (2) 大学の特性をいかし、学外研究者や産業界等との産官学連携研究をより一層推進するとともに、知的財産の管理・活用体制を強化する。その上で、民間事業者等への技術移転を通じて地域に貢献する。

3 診療に関する目標

- (1) 県保健医療計画におけるがんや救急医療など5疾病6事業等に係る医療提供体制について、中心的な役割を担い、県及び地域の医療機関と連携し、地域医療の充実に寄与する。
- (2) 県が定めた地域医療構想に基づき、附属病院及び紀北分院が各構想区域内で、病床機能の分化・連携を推進し、それぞれが担う役割を全うする。更に、大学本来の使命の一つとして、医師の育成・確保に取り組むとともに、地域への適正な医師派遣を実施し、県内において安定した医療提供体制を堅持する。
- (3) 遠隔医療支援システム等の活用や診療情報の共有などにより、地域の医療機関との連携を推進する。

4 地域の活性化に関する目標

- (1) 県民に生涯学習の機会を提供し、健康福祉の向上への意識高揚に努める。
- (2) 医療系総合大学の特性をいかし、県及び市町村等が実施するプロジェクトに参画することにより、地域課題の解決に取り組む。

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 法人運営の強化に関する目標

- (1) 理事長のリーダーシップのもと、課題解決に取り組むとともに、中長期的な視点に立ち、戦略的かつ安定的な法人運営を行う。
- (2) 法人運営、教育、研究、診療に係る組織の機能強化を図るとともに、中期計画を実現するための個別の計画を策定し、常に点検を行うことにより、法人機能を強化し、機動的、戦略的かつ安定的な法人運営に努める。

2 人事の適正化・人材育成等に関する目標

(1) 人事の適正化に関する目標

法人運営を効率的かつ安定的に行うため、法人全体の中長期的な人事計画を策定し、業務の質を落とすことなく適正な人事管理を行う。

(2) 人材確保及び人材育成に関する目標

ア. 法人経営、病院経営を担う人材の計画的な育成、確保及び教職員の経営マインドの醸成を図ることにより、経営の安定化を図る。

イ. 財務、広報、研究戦略、法令遵守、国際交流、教学マネジメントなどの分野において、専門的な能力を備えた人材の配置を行う。

ウ. 法人の意思決定や経営戦略等の立案過程への男女共同参画を積極的に促進する。

(3) 労働環境の向上に関する目標

ア. 出産、育児、介護などライフステージに応じた生活が安心して送れるよう、働き方改革による「タスクシェア・タスクシフト」などの業務体制の見直しによる長時間労働の是正や柔軟な働き方を支える制度整備により、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、法人が丸一丸となって働く意欲が高まる職場環境を実現する。

イ. 安全かつ安心な職場環境を確保するため、労働災害等の防止や安全衛生管理体制の強化及び安全教育の充実を図る。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標

法人運営と教学双方に精通した、高度で専門性を有する事務局組織を構築し、教育、研究、診療に係る機能の一層の充実を図る。更に、業務運営全般及び組織体制を見直すとともに、DXの推進により、法人全体における業務の効率化、合理化に取り組む。

第5 財務内容の改善に関する目標

1 財務内容の健全化に関する目標

法人運営に公的資金が投入されていることを踏まえ、健全な法人運営を行うために策定した経営計画を着実に実行するとともに、適切な財務分析に基づく検証と見直しにより、運営基盤の強化を図る。

2 自己収入の増加に関する目標

寄附金、競争的研究費及び民間機関等との共同研究・受託研究等外部研究資金による収入の獲得に積極的に取り組む。

3 経費の抑制に関する目標

経費を継続的に見直すことにより、適切な予算編成を行い、経費の抑制に努める。

4 資産の運用管理の改善に関する目標

資産の状況を点検・把握し、適正な管理及び効率的、効果的な運用を図る。

第6 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

自己点検・評価、学生による評価、第三者評価等を実施し、教育研究活動の客観性及び透明性を高め、その評価結果を公表するとともに、法人運営の改善と活性化に反映させる。

2 情報公開及び情報発信に関する目標

(1) 法人業務の運営状況等について、積極的に情報公開し、県民への説明責任を果たす。

(2) 情報の一元管理と共有化を図るとともに、教育、研究、診療等に係る取組や成果を積極的かつ戦略的に情報発信する。

第7 その他業務運営に関する目標

1 施設及び設備の整備・活用等に関する目標

(1) 教育、研究、診療等に係る施設及び設備について、投下資本の回収を念頭に置きながら、計画的に整備、更新を行う。

(2) 既存の施設及び設備の点検、利用状況の評価を行い、有効活用を図るとともに、維持管理を計画的に行い、コストの縮減を図る。

2 安全管理に関する目標

(1) 患者、学生、教職員及び周辺地域の住民等の安全、衛生の確保のため、平常時のみならず、天災、人災等不測の事態への対応等多岐にわたる危機管理体制を確立する。

(2) 情報セキュリティ対策を充実・強化し、医療情報、個人情報、法人情報等を適正かつ厳格に管理す

るための取組を着実に実施する。

3 基本的人権の尊重及び法令・倫理等の遵守に関する目標

基本的人権を尊重した教育研究及び職場環境を構築するとともに、教育研究や医療現場において、常に人権の尊重を念頭に置いた取組を行う。更に、法人は、人権に関わりの深い業務を担っていることから、教職員・学生に対する研修等を行うとともに、県民に対しても必要な情報提供に努める。また、ハラスメント等に対する予防対策や相談体制の充実に取り組むとともに、法令・倫理等の遵守を徹底し、一層社会に信頼される大学をめざす。